

## 重点協議区域の経過と今後の考えについて

飯 田 市  
(リニア推進部)

### 1 「重点協議区域」設定の経緯

(1) リニア駅周辺整備区域(当初)7.8ha **【地元の意向】** (協議後)6.5ha (△1.3ha)

(2) 「基本計画」(平成29年6月策定)での位置付け

- ・ 1.3ha のエリアについては土地利用計画における重点協議区域
- ・ 地域(地権者と周辺住民等)との協議を十分重ねるとともに、社会情勢を見据えながら民間活力の動きなども見定め、必要な用途や規制等を検討していく区域として位置付け。



出典：第5回リニア駅周辺整備検討会議資料（H28.3.14）加筆修正

## 2 「重点協議区域」に係るこれまでの経過及び現状

### (1) 民間事業者による説明会

- ・開発計画の方針や概要を纏めるまでに至らない状況

### (2) 広域的施設の候補地

- ・現段階では、場所も含めて具体化されていない状況

### (3) エリア内へのマンション建設計画

- ・法的な規制、制限やエリア内での具体的な計画の有無についての問い合わせ

## 3 重点協議区域に対する今後に向けた市の考え

### (1) 当該マンション計画 ⇒ 「基準に則り実施される工事」・「民間主導の開発」

### (2) 今後の民間主導による開発（広域的施設も含む） ⇒ 引き続き地域との検討